

令和2年度島根県福祉サービス第三者評価調査者継続研修開催要項

【目的】 本県における福祉サービス第三者評価事業の実施状況や課題等を理解するとともに、よりよい第三者評価を行うための技術や視点を習得することを目的として開催します。

【実施主体】 島根県

【実施機関】 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【期 日】 令和2年11月17日（火）

【会 場】 いきいきプラザ島根404研修室（松江市東津田町1741-3）

【参加対象】

1. 本研修開催日時点で、福祉サービス第三者評価調査者としての有効期限が到来していない方
2. 全国社会福祉協議会が実施した調査者指導者研修・養成研修又は島根県及び他の都道府県が実施した養成研修を修了し、本研修開催日時点で有効期限が到来していない方
3. やむを得ない理由により、有効期間内に継続研修を修了できなかった方で、有効期間が終了して1年以内の方

【定 員】 10名

【日程・内容】

時 間	研修科目	目的・内容	講 師
9:10～9:25	受付		
9:25～9:30	開会		
9:30～10:30	第三者評価の実施と課題	○ 島根県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応方法を理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	島根県健康福祉部 地域福祉課
10:40～15:30 (12:10～13:00 昼食・休憩)	第三者評価基準の理解と判断のポイント (講義・演習)	○ 演習等を通して、よりよい第三者評価を行うための技術や視点を習得する。	(有) 保健情報サービス 代表取締役 清水 浩史郎 氏
15:30～16:30	講評・まとめ	○ 演習の成果に基づいて評価調査として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	

【申込み方法等】

- ① 受講を希望する方は、**令和元年10月16日（金）**までに別紙申込書により申し込んでください。
- ② 受講決定通知を受講申込書の現住所あてに発送いたします。届かない場合には、お手数ですが島根県福祉人材センター 担当 加藤（0852-32-5975）までご連絡ください。
- ③ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を発送します。令和2年11月10日（火）までに所定の方法により受講料をお振込みください。

受講料：3,000円

- ④ 決定後の受講取り消しはご遠慮下さい。やむを得ず受講取消をされる場合、令和2年11月10日（火）午後5時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします。（手数料はご負担いただきます）

【修了証書】

○厚生労働省が定めた研修日程（時間数）を満たした出席者には、島根県知事名の修了証書が交付されます。

○1科目でも、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。（但し緊急かつやむをえない場合は県と協議します。）

※研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合は、県と協議の上、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください

- ①他の受講者、研修会場、実習場所に迷惑をかける行為
- ②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
- ③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

【その他】

- ① 各講義後に研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- ② 昼食は500円（弁当のみ、税込み）で斡旋します。受付時に注文を伺います。
- ③ 会場は、室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備してください。
- ④ 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ⑤ 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑥ 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します
- ⑦ インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑧ 福祉サービス第三者評価の概要等について、島根県のホームページにも掲載されています。
トップページ>くらし>福祉>地域福祉>福祉サービス第三者評価

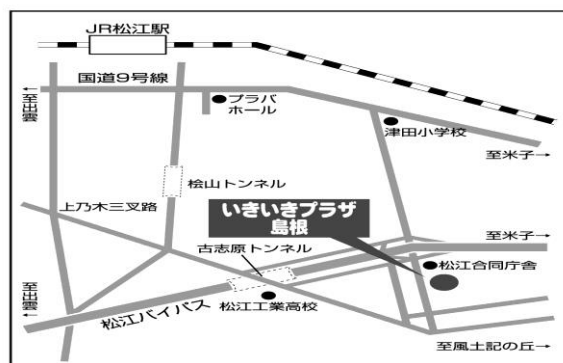
【問合せ先】

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階
島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当/加藤・永島
TEL：0852（32）5975 FAX：0852（32）5956
<https://www.shimane-fjc.com/index.html>

《会場案内図 いきいきプラザ》

◆交通（JR 松江駅から）◆

松江市営バス「南循環線外回り」行き
または「県合同庁舎」行きに乗車、
「県合同庁舎前」下車
(所用時間 20 分程度)



受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講者名簿の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。